

## （仮称）石垣市立小学校放課後利用可能教室等活用指針（案）

はじめに

「石垣市立小学校放課後利用可能教室等活用指針の概要」

### I 石垣市立小学校放課後利用可能教室等活用指針策定の目的

### II 現状

- 1 児童生徒数の動向
- 2 学校別放課後利用可能教室等
- 3 放課後等の活用事例

### III 放課後利用可能教室等活用指針

- 1 指針の基本的な考え方
  - (1) 適用範囲
  - (2) 学校教育に支障のない範囲の活用
- 2 放課後利用可能教室等の定義
- 3 活用団体等の範囲
- 4 活用にあたって配慮すべき点
  - (1) 学校内の安全確保
  - (2) 使用許可条件等
  - (3) 経費負担
- 5 利用団体との連携

## はじめに

石垣市の児童数は、平成元年、4,725名をピークに減少傾向にあり、平成22年度と平成25年度に3,238名(ピーク時の68.5%)で1,487名の減少となっています。平成28年度では、3,489名(ピーク時の73.8%)で1,236名の減少です。過去3年間では、平成25年度の最小在籍児童数から微増傾向にあり、今後も微増減を繰り返すことが想定されます。

本市の学校では、地域との関わりにおいて、学校行事、特に伝統行事・芸能などの学びにおいて、地域の指導者、青年会等と連携し、積極的に地域連携を図ってきました。

さらには、平成23年度から実施している、冠鷲プロジェクト地域・家庭支援事業において、地域と連携し学習支援を行うことで学力向上及び生活リズムと家庭学習の定着を図るため、放課後の隙間時間活用し、学校の放課後利用教室を活用したプロジェクトに取り組んできたところです。

平成5年4月文部省(現:文部科学省)は、児童生徒の学習・生活・交流スペースとしての活用において、地域住民への学習活動への転用を柱とする「余裕教室活用指針」を通知しました。また、平成9年11月には、地域の実情に応じた学校活動以外の施設への転用を一部認める弾力的な運営を盛り込んだ通知も行っています。

上記の「余裕教室」とは、全国的な少子化に伴い生じた、学校施設の開放を意とするところが大きく、本市の実情とは異なる部分もあります。

しかしながら、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省連名での通達では、児童の放課後における安全・安心な場所として、放課後子ども教室と放課後児童クラブの運営を一体的、計画的にすすめ、新たに放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備する場合には学校施設を活用することとしています。

また、既存の児童クラブ、放課後教室においてはニーズに応じて、余裕教室を活用することが望ましいとしています。

本市においては、放課後における児童の安全・安心な居場所の確保と学習支援及び体験、交流活動等を推進するため、市教育委員会と福祉部児童家庭課が連携し、平成29年10月に「石垣市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定したところです。本行動計画では、平成30年度に放課後子ども教室新規6教室、放課後児童クラブ新規1クラブ、平成31年度は、放課後子ども教室新規6教室、放課後児童クラブ新規2クラブの開設を目指し掲げ、取り組むこととしています。特に放課後子ども教室は新規の開設に向け開催場所を可能な限り学校施設内を想定しています。

放課後の学校施設等の利活用について、「放課後利用可能施設等活用指針」を策定し、学校教育の充実並びに学校運営及び学校職員の教育活動に支障のない範囲において、有効な活用を行うため策定します。

## 放課後利用可能教室等活用指針の概要

### 【目的・趣旨】

- 学校教育の充実に必要な施設機能の確保と放課後利用可能教室等の活用
- 施設の利活用におけるガイドライン

### 【現状】

- 児童数はピーク時より減少
- 冠鶯プロジェクト事業の移行
- 放課後子ども総合プランの推進

### 【基本的考え方】

- ①学校教育に必要な教室の確保
- ②学校教育（学校職員）に支障のない範囲での利活用
- ③学校毎の放課後利用可能教室等の調査 ······ 学校への実態調査による把握
- ④利用者等と学校の調整 ······ 利用協定締結

## 利活用概念図

### 【放課後利用可能教室等の利用】

- ①利用団体の範囲
- ②利用時間（放課後）
- ③施設使用許可（協定締結）
- ④責任の明確化と安全確保
- ⑤その他

毎年度放課後利用可能教室等の確認

いきいき学び課  
調査実施

放課後子ども総合プラン  
統括コーディネーター

学 校

利用団体

申請・許可  
利用に関する協定締結

## I 放課後利用可能教室等活用指針策定の目的

学校施設は、義務教育の必置施設として、児童の学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むため、必要な整備が進められてきました。しかしながら近年の核家族化、共働き家庭の増加など、児童を取り巻く環境は厳しく、放課後に居場所のない児童、自宅に一人で親の帰りを待つなど児童の放課後の過ごし方は安全・安心な環境であるとは言い難いものがあります。

文部科学省及び厚生労働省の連名による、平成26年7月に通達では、共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行なうことできるよう、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの整備を図るため、放課後子ども総合プランを策定し計画的な整備を進めることとしています。

本市においても、放課後子ども総合プランを平成29年10月に策定し、計画的な整備を図ることとしています。

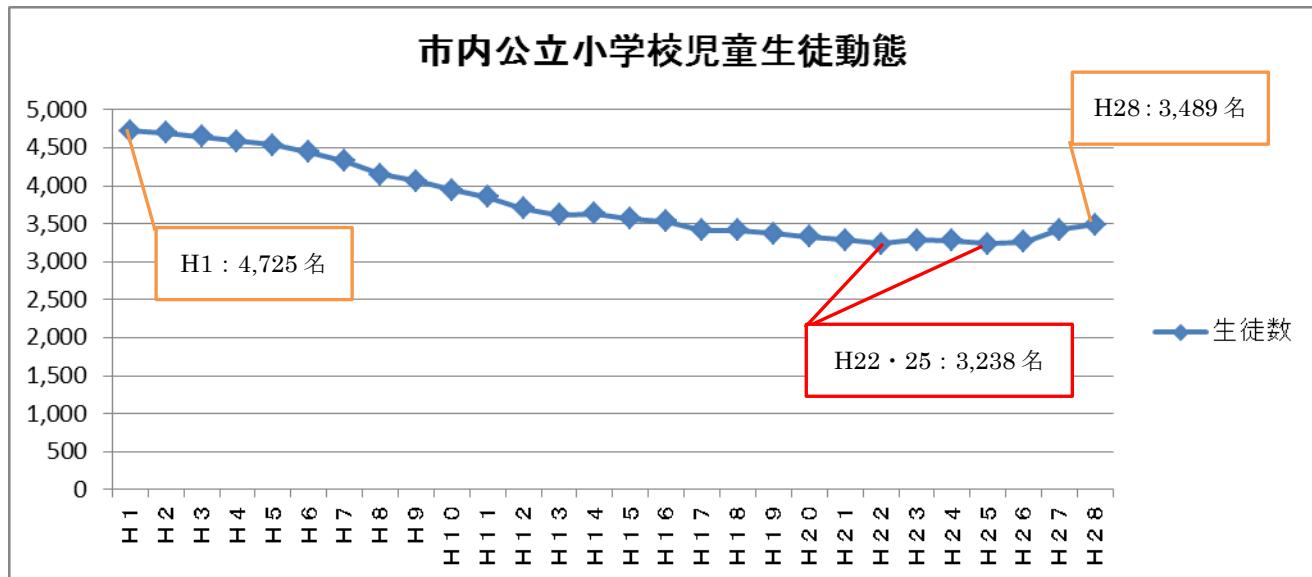
同プランでは、計画的な整備を進めるうえで、児童の放課後における安全・安心な居場所として、学校施設等の利用に関するガイドラインを調整検討するとしています。

学校施設は、貴重な社会資本であり、そのあるべき姿の基本にたって、学校としての機能を確保しつつ、放課後利用可能な教室等を地域と連携し、学習活動や交流・体験活動の場としての活用が求められています。

放課後において、学校運営上必要な教室以外を放課後利用可能教室等と捉え、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの利用に対応できるよう活用の考え方、基準及び手続を示し、放課後利用可能教室等の活用を推進するため「放課後利用可能教室等活用指針」を定めるものです。

## II 本市の現状

### 1 児童数の動態



石垣市の児童数は、平成元年、4,725名をピークに減少傾向にあり、平成22年度と平成25年度に3,238名(ピーク時の68.5%)で1,487名の減少となっています。平成28年度では、3,489名(ピーク時の73.8%)で1,236名の減少ですが、過去3年間は微増傾向にあります。

### 2 学校別放課後利用可能教室等

学 校 名	視聴覚室	図 書 館	理 科 室	家 庭 室	図画工作室	その 他
吉原小学校				○	○	
新川小学校						旧校舎 2F の 2 教室
石垣小学校						屋内運動場・空教室 (少人数指導で使用中)
登野城小学校	○			○	○	コンピューター室
平真小学校			○	○		
大浜小学校						学校で補習として使用の為なし
川原小学校			○			音楽室・空教室
大本小学校						音楽室
宮良小学校						なし
白保小学校						なし
伊野田小学校						多目的教室

明石小学校				○	○	コンピューター室・多目的室
平久保小学校						音楽室
野底小学校						なし
八島小学校						ランチルーム
真喜良小学校						コミュニティールーム
富野小学校	○				○	音楽室・屋内運動場
川平小学校						コンピューター室・マルチルーム
崎枝小学校					○	
名蔵小学校		○				多目的教室

### 3 放課後等の活用状況

学校教育目的外に放課後利用可能教室等を活用している団体等の活用状況化は、次のとおりです。これまでも、学校施設については、学校運営において支障のない範囲で活用してきました。

#### ○冠鷲プロジェクト事業

利 用 団 体 名	利 用 教 室 等	利 用 時 間	備 考
		利 用 日	
名蔵ファイターズミニバスケ	図書館	15:30～16:30	
		月・木	
八島マリンズ（バレーボール）	体育館	15:30～16:15	
		月・水・土	
八島ストライカーズ（サッカー）	視聴覚室	16:15～16:45	
		月・木・土	
新川ドルフィンズ（サッカー）	学習支援室	15:45～16:30	
		木・土	
新川女子バスケットボール	会議室	16:00～16:30	
		水・金・土・日	
新川女子バレーボール	学習支援室	16:30～17:00	
		月・木	
平真ミニバスケットボール	理科室	15:30～16:30	
		月・木	
平真レインボーマーチングバンド	音楽室	16:00～16:30	
		月・木	

真喜良サンウェーブ（サッカー）	コミュニティールーム	16:00～16:30 水・土	
石垣女子バスケットボール	ミーティング室	16:00～16:30 火・木	体育館
石垣男子バスケットボール	ミーティング室	16:00～16:30 水・土	体育館
大浜小学校	家庭科室・理科室	15:30～17:00 火・木	

#### ○放課後児童クラブ

利 用 団 体 名	利 用 教 室 等	利 用 時 間	備 考
		利 用 日	
ゆいまーる学童クラブ	伊野田小視聴覚室	15:00～18:00（平日） 12:00～17:00（土曜日） 8:00～17:30（夏期休暇）  平日、夏休み（週5） 第2、第4土曜日	

#### ○放課後子ども教室（放課後未来塾含む）

利 用 団 体 名	利 用 教 室 等	利 用 時 間	備 考
		利 用 日	
富野小中学校	音楽室	終業後1時間 月・金	月：ピアノ金： 英語
川平小中学校	運動場	終業後2～3時間	ソフトテニス 教室
石垣小学校	事務室内 夢の子学習広場	終業後1時間 月・火・金	学習支援員に による補習教室
明石小学校	屋内運動場	15:00～15:50 週5日	バスケ週5 八重山舞踊(水)
石垣第二中学校	多目的ホール	終業後1時間 週2回	学習支援員に による補習

### III 放課後利用可能教室等活用指針

#### 1 指針の基本的な考え方

##### (1) 適用範囲

×適用外 「専用的活用」 ・・・ 学校施設を継続的に学校教育以外の目的に使用

○適用 「時間的活用」 ・・・ 学校教育などを行う時間外の放課後・長期休暇時に使用

	専用的活用	時間的活用
活用の考え方	学校施設を学校機能とは別の機能を生じさせ活用する	学校運営に支障のない範囲で、学校施設を放課後に活用する
例 示	防災倉庫 スポーツ少年団等の倉庫	学習支援 体験学習 放課後子ども教室 放課後児童クラブ等

※学校内に専用の施設が整備されていない場合を想定

##### (2) 学校教育に支障のない範囲の活用

放課後利用可能教室の活用にあたっては、毎年度の利用可能教室の調査に基づき、利用可能教室を確保しつつ、利用団体等と学校及び教育委員会、学務課・いきいき学び課（福祉部児童家庭課）で調整を行い、放課後における児童の安全・安心な居場所確保の観点から、学校教育に支障のない範囲において、有効な利活用を行います。

#### 2 放課後利用可能教室等の定義

放課後利用可能教室等の定義は次のとおりです。

■既存教室等 ・・・・・・・ 施設整備基準に基づき、現に設置されている教室等

　ア 普通教室 ・・・・・・・ 各学級等の教室・特別支援教室

　イ 特別教室 ・・・・・・・ 理科室・音楽室・家庭室・視聴覚室・コンピュータ室  
　　図書室・图画工作室・教育相談室・特別支援

　ウ その他の教室 ・・・・・・・ 屋内運動場（ミィーティングルーム含む）

■放課後利用可能教室等

上記、イ特別教室及びウその他の教室等を対象に毎年度の調査を実施し、放課後に学校教育以外の活用が可能な教室等として見込まれる教室等を「放課後利用可能教室」として活用することをいう。ただし、各学校の実情に応じ地域又は利用団体等と調整の上、時間的利用を可能とするが、当該教室等の利用が学校教育に支障があると判断される場合は年度途中でも、対象外とする。

#### 3 活用団体等の範囲

放課後利用可能教室等の活用団体等次のとおりとする。

##### ①放課後子ども教室

学校と家庭、学校と部活動の隙間時間を活用し、学習・体験・交流活動を支援する〇〇〇〇プロジェクトに基づき、開催実施される放課後子ども教室又はこれに類する地域主体の教室を主宰・主管する団体等。

## ②放課後学童クラブ

放課後保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う児童を対象に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を行うためのもの。(児童家庭課所管)

## 4 活用にあたって配慮すべき点

### (1) 学校内の安全確保

児童をはじめ学校施設内の安全確保は最優先される事項です。このため、利用団体等は、学校が行う安全対策及び避難経路等を確認し、利用者の把握・特定、更には施設内での名札等着用を義務付け、不審者対策など学校施設内の安全確保を率先する必要があります。

さらには、学校と利用団体等との非常時通報・連携体制についても確認しておく必要があります。

### (2) 使用許可条件等

①放課後利用可能教室の活用にあっては、利用団体等が使用許可を得るなど所定の手続きが必要です。使用許可については、石垣市学校施設の使用料に関する条例及び石垣市学校施設の使用に関する規則によります。使用許可にあっては、使用許可書とは別に利用に関する協定を別途締結する場合があります。(石垣市立学校施設の使用に関する規則を準用含む)

②利用団体が使用許可を得て利用する場合は、恒久的に利用を可能とするものではありません。特に、既得権が生じないよう、使用許可に際しては十分留意する必要がありますので、利用団体にもこれを周知し、利用団体等から確認の書面を受けるなどの必要があります。

③使用許可を得た教室等であっても、直ちに教室等への復元が可能な利用形態であること。よって改修工事等は不可とします。

④学校教育に支障があると認めるときは、使用許可の期限内であっても使用許可を取り消すことがあります。

### (3) 経費負担

①放課後利用可能教室等の使用に関して、電気代等維持管理に係る経費については、利用に関する協定締結の際に、学校、利用団体、教育委員会で調整し、協定書に明示するものとします。

②使用期間が終了したとき又は使用許可を取り消された場合、利用団体は施設を使用前の状態に回復しなければなりません。このような場合は、学校、利用団体、教育委員会で原状回復の方法等について協議するものとします。

## 5 利用団体との連携

石垣市放課後子ども総合プランを推進する本市では、学校・保護者・地域及び利用団体等が協力して児童の放課後の過ごし方について、地域と連携した学校づくりに取り組みます。

同プログラムを推進するにあたって、放課後利用可能教室等の活用についても、利用団体と意見交換を行いながら、児童のためのよりよい活用を具体的に見出していくことで、学校教育のみならず、生涯学習や社会教育の活動の場として活用を進めていくことは大切です。